

令和5年度 一般入学者選抜の選抜・評価方法

学校番号 15

千葉県立幕張総合高等学校 全日制の課程 総合学科

1 期待する生徒像

本校を志願する理由が明確であり、学習や部活動等に積極的に取り組んだ実績を有し、本校においても継続して取り組むことのできる生徒。

さらに、現代社会に目を向け、自己成長に努め、的確な進路目標を定めて、主体的、かつ継続的に学ぶ熱意のある生徒。

また、自分の考えを発表できる能力を持ち、本校生徒として自信と誇りを持って、学校生活を続けることができる生徒。

2 選抜資料

(1) 学力検査	5教科の学力検査の得点
(2) 調査書	中学校の校長から送付された調査書
(3) 学校設定検査	学校が定めた次の検査の結果
自己表現	次の(ア)、(イ)のいずれかを、出願時に志願者が選択 (ア) 口頭による自己表現及び発表に関する質疑 日本語による自己表現 実施形態：個人で発表 検査時間：3分 (イ) 実技による自己表現及び発表に関する質疑 実施形態：個人または複数人数で発表（実施実技により異なる） 次の実技のうち1つを選択 野球（男）・ラグビー（男）・ソフトボール（女）・卓球（男女）・ 陸上競技（男女）・サッカー（男女）・バレーボール（男女）・ バスケットボール（男女）・水球（男女）・ハンドボール（男女）・ 柔道（男女）・スポーツライティング（男女）・剣道（男女）・ 弓道（男女）・硬式テニス（男女）・合唱（男女）・書道（男女）・ 将棋（男女）・シンフォニックオーケストラ（男女） 検査時間：3分～60分（実施実技により異なる）
(4) 志願理由書	志願者の直筆による「志願の理由」及び「自己アピール」

3 評価項目及び評価基準

(1) 学力検査〔500点満点〕

評価項目	評価基準
5教科の得点合計	5教科（各教科100点満点）の合計500点満点で評価する。

(2) 調査書〔145点満点〕

アの数値にエについて加点（上限10点）したものを調査書の得点とする。

評価項目	評価基準
ア 教科の学習の記録	各教科の評定の全学年の合計値に $K=1$ を乗じた数値で評価する。評定1または未評価の教科がある場合は、審議の対象とする。
イ 出欠の記録	各学年において欠席が30日以上ある場合は、審議の対象とする。
ウ 特別活動の記録	特に優れた内容と認められる記載がある場合は、総合的に判定する際の参考とする。
エ 部活動の記録及び特記事項	千葉県教育委員会などが行う顕彰等（※）の受賞、別表にあげる種目等の活動実績について10点を上限として加点する。 ※「千葉県議会児童・生徒表彰」、千葉県教育委員会の「千葉県体育・スポーツ功労者等顕彰（優秀スポーツ選手）」・「教育奨励賞」
オ 総合所見	特に優れた内容と認められる記載がある場合は、総合的に判定する際の参考とする。

(3) 学校設定検査（自己表現）〔20点満点〕

次のア、イについて、それぞれ2名の評価者が、2つの評価項目ごとに、各評価基準に基づき評価する。(ア)については、a（優れている）・b（標準的である）の2段階で、(イ)については、a（優れている）・b（標準的である）・c（標準に達していない）の3段階で評価する。

(ア)については、aを3点、bを1点、(イ)については、aを7点、bを2点、cを1点とし、2名の評価者の評価（各10点満点）を合計し、得点化する。

ア 口頭による自己表現

評価項目	評価基準
(ア) スピーチの能力	発表におけるスピーチの基礎的スキルを身に付けている。 表現力豊かに、わかりやすく発表を行うことができる。
(イ) テーマ・内容	発表テーマの設定が適切である。 発表内容が整理されており、まとまっている。 発表内容が自らの体験等に基づいており、説得力がある。

イ 実技による自己表現

評価項目	評価基準
(ア) 基礎的スキル	当該種目における基礎的なスキルを身に付けている。
(イ) 専門的スキル	当該種目における専門的スキルを身に付けている。

(4) 志願理由書

評価項目	評価基準
ア 志願理由	本校を志願する理由を確認し、総合的に判定する際の参考とする。
イ 自己アピール	特に優れた内容等を確認し、総合的に判定する際の参考とする。

4 選抜方法

(1) 選抜の方法

ア 「学力検査の得点」、「調査書の得点」及び「学校設定検査（自己表現）の得点」を全て合計した「総得点」により順位をつけ、選抜のための資料を慎重に審議しながら、次のパーセントまでを入学許可候補者とする。

(ア) 受検者数が募集人員以内のときは、受検者数の80パーセント

(イ) 受検者数が募集人員を超えるときは、募集人員の80パーセント

<**ア**：総得点の満点の内訳>

学力検査 の得点	調査書の得点		学校設定検査の得点	総得点
	評定 (K=1)	加点	自己表現	
500点	135点	10点	20点	665点

イ 上記**ア**で決まらなかった者については、「学力検査の得点」、「調査書の得点」及び「学校設定検査（自己表現）の得点」に本校の定める係数（ $k_1=1$ 、 $k_2=5$ 、 $k_3=5$ 、 $k_4=1$ ）を乗じて算出した得点を全て合計した「総得点」により順位をつけ、選抜のための資料を慎重に審議しながら、募集人員までを入学許可候補者とする。

<**イ**：総得点の満点の内訳>

学力検査の得点	調査書の得点		学校設定検査の得点	総得点
($k_4=1$)	評定 ($K=1$ 、 $k_1=1$)	加点 ($k_2=5$)	自己表現 ($k_3=5$)	
500点	135点	50点	100点	785点

※ k_1 ：**ア**の「調査書の各教科の評定の全学年の合計値にKを乗じた数値」に乗じる係数

※ k_2 ：**ア**の「調査書の記載事項の加点」に乗じる係数

※ k_3 ：**ア**の「学校設定検査の得点」に乗じる係数

※ k_4 ：**ア**の「学力検査の得点」に乗じる係数

(2) その他

自己申告書が提出された場合には、選抜資料に加える。ただし、提出されたことにより、不利益な取扱いはいしない。

5 その他

過年度卒業者については、学校設定検査終了後、別途個人面接を行う。

